

新旧対照表

改正前

改正後

ものづくり価値創出支援補助金公募要領

ものづくり価値創出支援補助金公募要領

I 補助制度の概要

- 1 補助事業の目的 (略)
- 2 補助事業の概要 (略)
- 3 本補助金の対象となる補助事業者の要件及び事業の内容
  - (1) (略)

(2) 補助事業者の要件

代表事業者、開発グループ及び事業管理機関は次に掲げる要件に該当する必要があります。

区 分	要 件
代表事業者	① 県内に事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が100億円未満の企業、又は事業を営む個人であること。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、指定期間の売上高平均が、平成31年（令和元年）又は平成30年同期と比較し5%以上減少していること。 ※ものづくり価値創出支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第1項（2）の別に定める期間は次のとおりとする。 代表事業者が事業計画書に指定期間として記載する、新型コロナウイルスの影響を最も受けた期間：令和2年1～12月のうち連続した3か月
開発グループ	あらかじめ代表事業者を指定するとともに、代表事業者に事業者又は大学等研究機関を加えた2者以上で構成すること。 ※代表者が同一である、株式を支配している等、実質的（役員又は資本関係の重複がある場合）に同一の企業とみなされる者による開発グループは構成できません。
代表事業者 開発グループの構成員 事業管理機関	① 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。 ② 広島県の県税を滞納していないこと。（ただし、納税義務者でない者は除く。）

以下略

I 補助制度の概要

- 1 補助事業の目的 (略)
- 2 補助事業の概要 (略)
- 3 本補助金の対象となる補助事業者の要件及び事業の内容
  - (1) (略)

(2) 補助事業者の要件

代表事業者、開発グループ及び事業管理機関は次に掲げる要件に該当する必要があります。

区 分	要 件
代表事業者	① 県内に事業所を有し、資本金の額又は出資の総額が100億円未満の企業、又は事業を営む個人であること。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、指定期間の売上高平均が、平成31年（令和元年）又は平成30年同期と比較し5%以上減少していること。 ※ものづくり価値創出支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第1項（2）の別に定める期間は次のとおりとする。 代表事業者が事業計画書に指定期間として記載する、新型コロナウイルスの影響を最も受けた期間：令和2年1～12月のうち連続した3か月
開発グループ	あらかじめ代表事業者を指定するとともに、代表事業者に事業者又は大学等研究機関を加えた2者以上で構成すること。
代表事業者 開発グループの構成員 事業管理機関	① 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第20条第1項の規定による通報の対象となった者ではないこと。 ② 広島県の県税を滞納していないこと。（ただし、納税義務者でない者は除く。）

以下略